

美濃市空家等対策計画

(令和3年3月改定)

美 濃 市

美濃市空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、美濃市空家等対策計画を次のとおり定めます。

はじめに

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家が年々増加しています。

使用されず、適切な管理が行われていない空家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているケースが全国的に増えており、空家等の増加傾向が続くことにより、この問題の一層の深刻化が懸念されています。

このような状況から、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成26年11月27日に空家法が公布され、平成27年5月26日に全面施行されました。

本市においても、空家等の増加及びそれがもたらす問題が顕在化しており、市民の生命・身体・財産の保護や、生活環境の保全のために、空家等に対する適切な対策・対応が求められるため、平成30年4月1日より美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、対応することとなりました。

空家法では、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空家等を特定空家等と定義し、市町村長が特定空家等に対する立入調査、助言、指導、勧告、命令、行政代執行を行うことができるものと定め、命令違反者に対する罰則などとあわせて、空家等の適切な措置を講ずることとしています。

また、市町村は、空家等に関するデータベースを整備し、空家等やその跡地の活用を促進することとしています。

本計画は、市民の安全を守り、安心した生活環境を確保するために、空家等対策に関する市の責務と施策等の実施方針を示すものである。市は、本計画に掲げる施策を、総合的かつ計画的に推進していきます。

目 次

1. 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 ・ P1
その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - (1) 背景
 - (2) 現状
 - (3) 課題（問題）
 - (4) 空家等に関する対策の対象とする地区
 - (5) 対象とする空家等の種類

2. 計画期間 ・ ・ ・ ・ ・ P4

3. 空家情報の収集 ・ ・ ・ ・ ・ P4
 - (1) 調査概要
 - (2) 調査対象地区
 - (3) 調査期間
 - (4) 調査対象空家
 - (5) 調査方法及び内容
 - (6) 調査結果の取り扱い
 - (7) 関係機関との情報共有
 - (8) 継続した情報収集（把握）

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ P6

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 ・ ・ P7
 - (1) 空家等の適正な管理及び利活用の基本理念
 - (2) 利活用に関する情報提供
 - (3) 中古住宅としての流通及び活用促進
 - (4) 地域の活性化や公益的な活用
 - (5) 空家改修費に対する支援
 - (6) 空家除却費に対する支援
 - (7) 空家等の他用途への転用促進

6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 ・ P8

- (1) 基本の方針
- (2) 特定空家等に関する判定の手続き
- (3) 特定空家等の判断基準
- (4) 美濃市空家等対策協議会との調整
- (5) 特定空家等に対する措置
- (6) その他の対処

7. 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ P12

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ P12

1. 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(1) 背景

○美濃市の人口と高齢化の予想

本市の人口は平成27年国勢調査の時点で20,760人であり、平成17年国勢調査と比較すると、人口は2,630人減少しています。

また、年齢3区分別人口を市全体で見ると平成27年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は2,350人で全人口に占める割合は11.3%、15～64歳の生産年齢人口は11,789人で56.8%、65歳以上の老年人口は6,608人で31.9%と少子高齢化の進行が顕著に見られ、今後も出生率の低下や平均寿命の伸びなどによる年少人口の減少と老年人口の増加が続き、その結果として、市全体の人口が減少していく予想がされています。

【表1】 年齢3区分別人口と割合の推移 単位：人（%）

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	合計
平成2年	4,921(18.9)	16,721(64.3)	4,380(16.8)	26,022
平成7年	4,251(16.4)	16,440(63.3)	5,278(20.3)	25,969
平成12年	3,588(14.5)	15,358(62.3)	5,716(23.2)	24,662
平成17年	2,921(12.5)	14,603(62.4)	5,866(25.1)	23,390
平成22年	2,600(11.5)	13,789(60.9)	6,240(27.6)	22,629
平成27年	2,350(11.3)	11,789(56.8)	6,608(31.9)	20,760
令和2年	2,050(10.0)	11,279(54.8)	7,246(35.2)	20,575

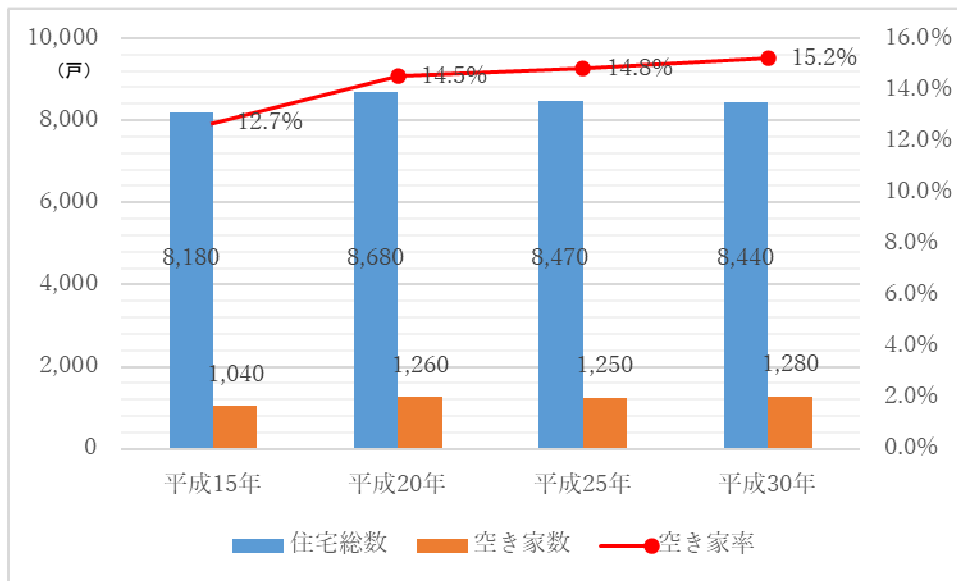
出所：平成27年度までは総務省「国勢調査」、令和2年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 現状

○美濃市の空家の現状

総務省により実施された「平成30年住宅・土地統計調査」では、美濃市内の住宅総数8,440戸のうち、空き家数は、1,280戸（空き家率15.2%）であり、平成15年から平成30年にかけて、空き家数、空き家率ともに年々増加傾向にあり、今後もさらに増加することが予想されます。（図1参照）

図1 住宅総数、空き家数及び空き家率の推移 美濃市（平成15年～平成30年）



資料：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

市内における空家等の状況を把握するため、平成26年度に美濃市空家調査を実施した結果、老朽危険度判定の割合は、利活用可能な「優良住宅」413棟のうち、A判定（即入居可）154棟、B判定（小規模改修）259棟で、空家の4分の3以上と判明しました。

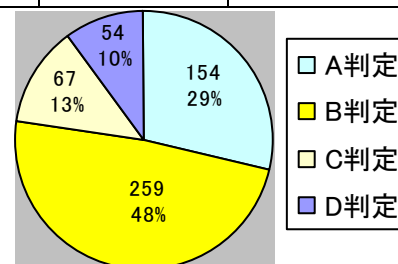
また、適正な管理又は除却が必要な「管理不全空家」は121棟のうち、C判定（大規模改修）67棟、D判定（利用不可）54棟で、約2割程度と判明しました。

【表2】美濃市空家調査

単位：棟

地区	棟数	優良住宅		管理不全空家	
		A判定	B判定	C判定	D判定
美濃	199	83	71	35	10
洲原	52	5	26	9	12
下牧	119	21	77	10	11
上牧	88	15	50	8	15
大矢田	29	8	15	3	3
藍見	26	13	10	2	1
中有知	21	9	10		2
計	534	154	259	67	54

- ・ A判定：修繕がほとんど必要なく、即利用可能な空家
- ・ B判定：多少の修繕は必要だが、再利用可能な空家
- ・ C判定：大規模な修繕が必要となり、活用困難で適正管理が必要な空家
- ・ D判定：倒壊の危険性があり、近隣への影響を考慮する必要がある危険空家



(3) 課題 (問題)

○空家が引き起こす課題 (問題)

空家は、大きく「利活用が困難な空家」と「利活用が可能な空家」の2つに区分されます。

利活用が困難な空家が引き起こす課題 (問題) は、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたり、一様ではありません。本市においても、管理されず放置され周辺環境に悪影響を与えている空家が数多くみられます。放置された空家が引き起こす課題 (問題) の具体的な例を挙げると以下のものがあります。

ア 防災・防犯

空家等が放置されると、建物自体の倒壊や屋根の落下、外壁の崩壊などが発生し、近隣住民等に対して防災上とても危険な問題を引き起こします。特に密集市街地や交通量の多い道路、通学路に空家が位置している場合は、倒壊した場合の被害は大きくなります。

また、放火や不審者の侵入など、空家によって犯罪が起こる可能性もあります。

イ 衛生

敷地内へのゴミ等の放置や不法投棄により、外来種の動物、多数のねずみ、ハエ、蚊等が発生し、近隣の環境に悪影響を与え、地域住民の日常生活にも支障をきたす可能性もあります。

ウ 景観

屋根、外壁等が外見上大きく傷んだり、多数の窓ガラスが割れたまま放置されることで、周囲の景観と著しく不調和な状態となります。

特に観光地や密集市街地等では、景観を損ねるだけでなく、その地区全体のイメージを低下させることにもなります。

利活用が可能な空家は、活用次第では市にとっても大きな資産となる可能性を秘めています。

しかしながら、時間が経つにつれて、その価値はどんどん低下してしまうため、少しでも早く新たな活用等につながる、さらなる施策の必要があります。

○これまでの空家対策に関する取組の課題 (問題)

これまでの空家対策には、実態の把握、対策の実施、推進体制に関しそれぞれ以下の課題があり、今後はこれらを踏まえて検討する必要があります。

ア 実態の把握

美濃市空家調査 (平成26年度) 以降については、空家等の実態を全域で定期的把握するシステムがないことから、住民からの通報などによる情報を関係部局が共有する仕組みが整っていません。

また、空家等の存在を認知できた場合でも、管理責任を有する所有者等の把握が困難 (死亡・所在不明、相続による権利関係の未整理など) であるなど、対策に必要な情報が把握できていません。このため、実態に即した指導等が的確に実施されていない状況にあります。

特に少子高齢化による人口減少や高齢者のみの住宅についての課題の実態把握を進めていく必要があります。

イ 対策の実施

空家等対策は、実態を把握した後に、まずは危険な状態の空家等の解消が最も重要です。危険な状態の空家等の解消については、行政機関から所有者等への指

導・要請から始まり、最終的には法令に基づく措置が必要となる場合もありますが、これらの対応手順等が明確になっていません。

さらに、危険な状態の空家を増やさないための適正管理方法、空家等を増やさないための利活用策の実施も必要となりますが、これらの対策については、これまでは住宅政策や福祉政策といった観点からそれぞれの担当部局が実施してきており、空家等対策という観点からの取り組みが不十分となっています。

また、空家等対策においては、管理責任を有する所有者等への働きかけや情報提供が最も重要ですが、前述のとおり、推進体制や役割分担が明確となっていないため、的確に施策が実施されていない状況となっています。

ウ 推進体制

空家等は個人財産であり、その管理責任は一義的には所有者等個人に帰属すること、また、対策の実施主体が必ずしも明確になっていないこと等の理由で、これまで有効な対策がとられてきませんでした。

このため、行政機関及び民間事業者等の役割を明確化した上で、それぞれが連携・協力する推進体制を構築し、効果的な対策を実施していく必要があります。

(4) 空家等に関する対策の対象とする地区

美濃市における空家等に関する対策の対象とする地区は、市内全域とします。ただし、今後行う空家等に関する調査等の結果、他の地区と比べて著しく空家率が高い等の理由により、空家等に関する対策を重点的に推し進める必要がある地区がある場合は、重点地区を定めることとします。

(5) 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する空家等とします。

2. 計画期間

本計画の期間は、5年間とします。

なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

計画期間：令和3年度から令和7年度まで

3. 空家情報の収集

(1) 調査概要

本市では、対策が必要な空家等を把握するため、平成26年度に実施した調査をもとに空家等の追加調査を実施します。

追加調査は、自治会・町内会等に依頼してピックアップした資料を基に行う一次調査と、市の空家対策担当課が行う二次調査により実施します。

一次調査では、空家等と認められる可能性のある物件を把握し、それらの物件等

を対象として二次調査により、より詳細に調査して、空家等として認められるかどうかを判断します。

(2) 調査対象地区

一次調査は、市内全域を対象に行います。二次調査は、一次調査にて把握した空家等候補物件や市民等からの通報物件を調査対象に行います。

(3) 調査期間

追加調査は、4年に一度実施する予定です。二次調査は、一次調査の結果集計、分析等を踏まえ、取りまとめを行った後に実施する予定です。

(4) 調査対象空家

空家法第2条第1項に規定する空家等について調査します。調査の結果、周辺に悪影響を及ぼしている空家等は、空家法第2条第2項に規定する特定空家等と認められるかの判断を行うこととなります。

(5) 調査方法及び内容

一次調査は、次の調査項目を目視による外観調査で実施します。敷地の中に立ち入った調査は行いません。

ア 建物の種類（一戸建、長屋建、共同住宅、店舗、事務所、倉庫、その他）

イ 空家等の状況

調査表を元に空家等の状況を確認します。調査表は、市が「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」に基づき作成し、調査を依頼する自治会・町内会に事前に配布します。調査の主な内容については、次のとおりです。

- ・このまま放置すれば倒壊する恐れがある
- ・老朽化等により腐食していて衛生上良くない
- ・外観上著しく景観を損なっている
- ・その他放置されて周辺の生活に悪影響を及ぼしている

ウ 空家等の所在地

二次調査は、一次調査における調査項目の再確認に加え、例えば下記に示す詳細な項目について調査を実施し、使用実績や周辺に及ぼしている悪影響等について把握します。

- ・空家等の所有者等への聞き取り調査
- ・空家等の近隣への聞き取り調査
- ・外観調査
- ・所有者等特定調査

所有者等が不明の場合は、空家法第10条に基づく固定資産税情報等の利用のほか、「地方公共団体における家屋調査の手引き ver. 1」を参考として所有者等の特定をできる限り調査します。具体的な特定方法は以下のとおりとします。

【所有者等の特定方法】

- 固定資産税情報等の利用
 - ・ 税務・戸籍等担当部局等と連携し、行政情報の内部利用により特定
- 住民等への聞き取り
 - ・ 自治会（共同住宅などの場合には、管理会社や管理組合）への聞き取り
- 登記簿謄本等の活用
 - ・ 登記簿謄本を入手するには、空家の家屋番号（通常は敷地の地番と同じ）を特定する必要があるため、ブルーマップ、住宅地図及び公図を活用します。

（6）調査結果の取り扱い

平成26年度に実施した調査をもとに一次調査、二次調査の実施結果を踏まえて、市内における空家等の実態を把握します。調査の結果、周辺に悪影響を及ぼしていると考えられる空家については、特定空家等に該当するかどうかを判断し、「空家等情報記録簿」等に記録して管理します。

（7）関係機関との情報共有

市は、集約した空家等の情報を必要に応じ、関係部局で共有し、空家等対策に活用します。なお、特定空家等にかかる情報については、県及び影響を及ぼすと考えられる周辺市町村に提供します。

（8）継続した情報収集（把握）

市は、調査結果が無駄にならないように、継続して情報を収集し、その把握に努めます。継続した情報収集のため、情報収集総合相談窓口を設置します。

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等が自らの責任で、適正な管理に努める義務があります。

しかしながら、空家等に関する問題は、多種多様であるため、所有者等が適切な管理を行うにあたって、どこにどのように相談すればよいのか分からないといったことも考えられます。

そこで、市では空家等に対する総合相談窓口を設けるとともに、NPO法人美濃のすまいづくりと連携し、売却、賃貸、適正管理、解体など幅広いニーズに対応する相談体制を整備します。

【美濃市総合相談窓口】

美濃市建設部都市整備課内

☐TEL：0575-33-1122（内線233）

☐相談時間：毎週月～金 8:30～17:15
（祝休日除く）

【NPO法人美濃のすまいづくり】

美濃市2632-1

☐TEL：0575-33-0760

☐相談時間：毎週月～金 9:00～15:00
（祝休日除く）

<空き家・すまい総合相談室>

岐阜県住宅供給公社内

TEL : 0584-81-8511

相談時間 : 毎週火・金 13:00~16:00

(要予約)

所有者等が死亡又は不明等の場合は、市において調査して、相続人などの空家等の適正管理を行う義務者を特定し、的確な指導・助言を行うなど、空家等の適正管理を促します。

なお、所有者等やその相続人など、空家を適正に管理する義務のある者をどうしても特定できない場合は、空家法に基づく行政代執行を含めて、市が所有者等に代わり、危険性を除去することも検討します。

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等及び除却した空家等に係る跡地は、所有者等の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資産です。

所有者等に対し、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及び都市機能の向上にもつながります。

このため、市では下記の取り組みにより、空家等の利活用を推進していきます。

(1) 空家等の適正な管理及び利活用の基本理念

ア 建築物は、まちを構成する重要な要素として、安心かつ安全な生活環境の確保及び地域の良好な環境の保全をはじめとする公共的価値の実現に大きな役割を担うことに鑑み、その利用及び管理が図られること。

イ 空家等は、地域の有用な資源として、積極的な活用が図られること。

ウ 空家等の管理及び利活用は、既存の建築物の保全、活用及び流通を促進する見地から推進されること。

エ 空家等の発生の予防及び活用並びに跡地の活用は、地域の活性化を図る観点から推進されること。

(2) 利活用に関する情報提供

空家等の有効活用に関する情報を連携しているNPO法人美濃のすまいづくりのホームページに掲載し、市役所及び公共施設の窓口における情報提供を行います。

(3) 中古住宅としての流通及び活用促進

ア 中古住宅の有効活用促進策の検討

中古住宅の活用促進を図るため、空家等の売却又は賃貸する意思のある所有者等に対して、専門家団体などと連携し、所有者等の意向に沿った有効活用策を提案する取組について支援を行います。

イ 民間事業者による中古住宅の流通促進のための支援

中古住宅の流通促進を図るため、建物評価（インスペクション）について国などと連携し、その適正化に努めます。また、専門家団体などと連携し、中古住宅

の売買に際して、購入者に安心感を付与するための住宅性能の表示などの取組を進め、耐震診断や建物検査、不動産の鑑定評価、リフォームの斡旋などの関連サービスに係る民間事業者と不動産団体との連携を支援します。

(4) 地域の活性化や公益的な活用

ア 空家等の活用による地域活性化

空家等及びその跡地を集会所や広場などとして有効活用を図る地域の取組に対する支援について検討します。

イ 空家等の公益的な活用

民間事業者などが子育て支援、高齢者支援、障害者支援等を行う福祉活動施設として活用したり、住み替え用の住宅として活用するなどの取組に対する支援について検討します。

(5) 空家改修費に対する支援

市外在住子育て夫婦世帯又は新規就業者向け住居としてリフォームする際に活用可能な補助制度を紹介します。

(6) 空家除却費に対する支援

市内にある空家等の除却を行う方に対し、除却費用の一部を助成する制度を紹介します。

(7) 空家等の他用途への転用促進

空家等は従来の用途以外へ転用することで、新たな価値が発掘され、地域活性化につながることもあります。市では以下の観点から、関係する民間団体等とも連携し空家等の他用途への転用を検討します。

ア 地域の活性化施設としての活用

(例) 体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等

イ 社会福祉施設等としての活用

(例) 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター 等

ウ 店舗としての活用

(例) 新たな飲食店等の店舗、地域交流サロン 等

なお、地域活性化を目的として市が空家等の利活用に直接かかわる場合は、美濃市空家等対策協議会において、その内容等を十分に検討します。

6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

特定空家等とは、空家法第2条第2項において、以下の状態にある空家等と規定されています。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

また、市では特定空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態のものを「危険空家等」と規定しています。

(1) 基本的方針

空家等のうち、特定空家等（危険空家等）に該当するおそれのあるものについては、速やかな改善が求められることから、所有者等に対して、早期に助言又は指導を行うことが必要です。

このため、特定空家等に該当するか否かの判断に関わらず、市は、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行い、所有者等自らの責任において、早期に解決が図られるように努めます。

(2) 特定空家等に関する判定の手続き

空家等が特定空家等に該当するか否かについては、多角的な観点から判断する必要があるため、市の関係各課の長で組織する「美濃市空家等対策庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という。）に、意見聴取したうえで判断するものとします。

(3) 特定空家等の判断基準

空家等が特定空家等に該当するか否かを判断する基準は、『特定空家等に対する措置』に関する、適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に定める内容を基本とします。

(4) 美濃市空家等対策協議会との調整

特定空家等に対して、空家法第14条に基づく措置を講ずるか否かについては、市は「美濃市空家等対策協議会」（以下「市協議会」という。）に諮り、判断するものとします。

(5) 特定空家等に対する措置

市内の空家等のうち地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため特定空家等から優先して措置を行うものとします。

措置については、市協議会で協議、検証し実施します。

ア 助言・指導

市長は、空家法第14条第1項の規定に基づき、空家等（特定空家等から優先）の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。

イ 勧告

市長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、空家法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

ウ 命令

市長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、空家法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じます。

命令を実施する場合においては、空家法第14条第4項の規定に基づき、あらか

じめ、その措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとします。

エ 行政代執行

市長は、命令を行っても改善が見られない場合は、空家法第14条第9項の規定及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、所有者等に代わり当該空家等の除却等必要な措置を講じます。

この措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

オ 緊急安全措置

市長は、条例第18条第1項の規定に基づき、特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があるときは、これを避けるために必要最低限の措置を講じます。

この措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

カ 安全代行措置

市長は、助言、指導又は勧告を受けた所有者等が、必要な措置を履行することができない旨申し出があり、やむを得ない理由があると認めるときは、当該措置を講ずることができる。

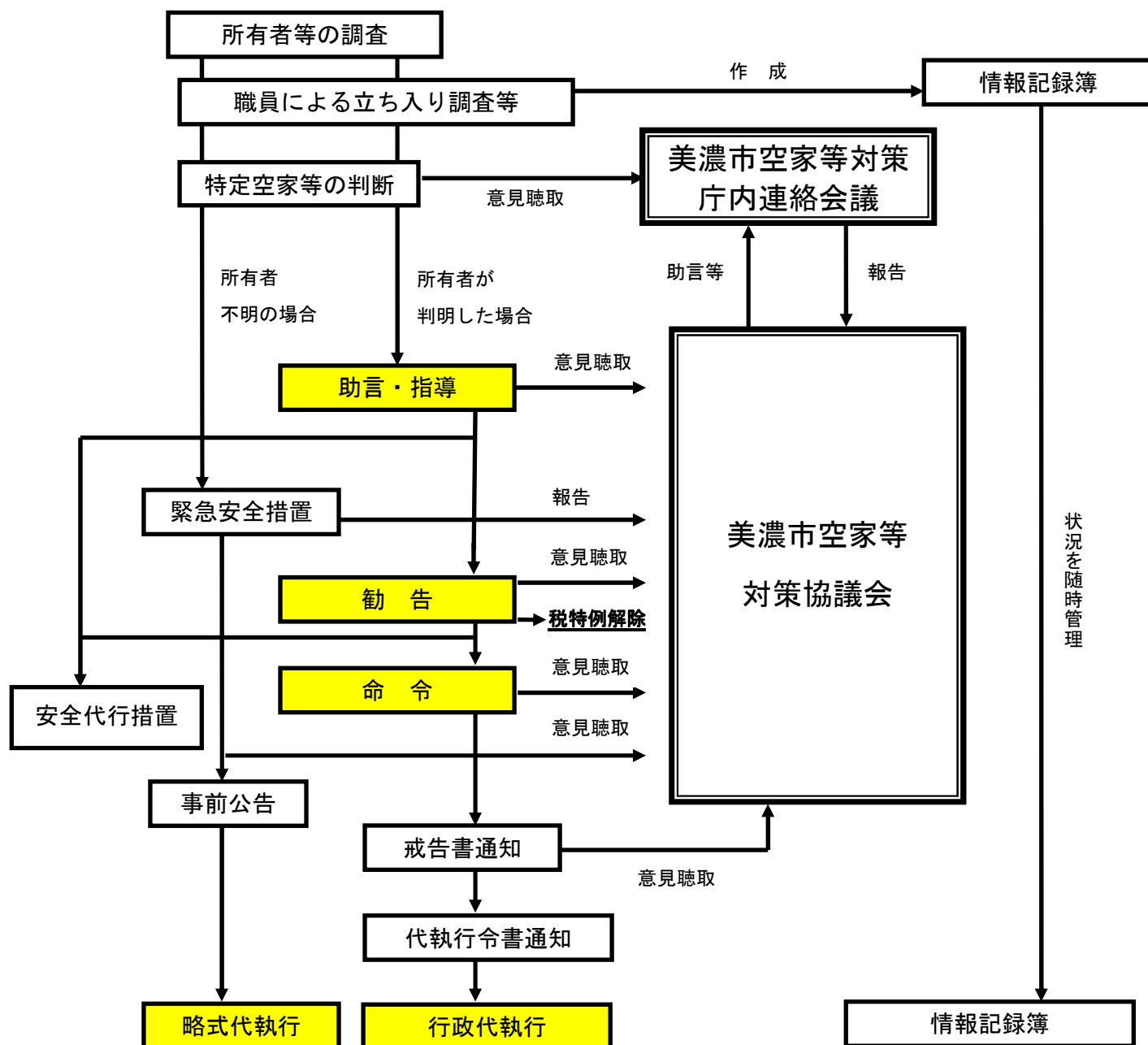
この措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

(6) その他の対処

市は、前項に掲げる措置のほか必要な対処については、市協議会と協議したうえで決定し、実施するものとします。

なお、災害時等緊急の場合の対応については、この限りではありません。

※特定空家等への対応フロー



※参考 固定資産税の住宅用地の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は1戸当たり200㎡までの部分)	1/6	1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1/3	2/3

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200㎡以下の部分が小規模住宅用地となります。

※併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なります。

7. 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項

市では、住民からの空家等に関する相談に対して、総合窓口（建設部都市整備課）を設け、NPO法人美濃のすまいづくりと連携し、空家全般の相談に応じるほか、内容に応じて担当課と調整し、迅速な回答に努めています。

【美濃市総合相談窓口】
美濃市建設部都市整備課内
 TEL : 0575-33-1122 (内線 233)
 相談時間 : 毎週月～金 8:30～17:15
 (祝休日除く)

【NPO法人美濃のすまいづくり】
美濃市 2632-1
 TEL : 0575-33-0760
 相談時間 : 毎週月～金 9:00～15:00
 (祝休日除く)

<空き家・すまい総合相談室>
岐阜県住宅供給公社内
 TEL : 0584-81-8511
 相談時間 : 毎週火・金 13:00～16:00
 (要予約)

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等の対策を実施するに際しては、庁内の様々な部局に関係することから、必要に応じて対策に関する協議を行い、実施の検討をしていくこととしています。

空家等の対策を実施する上での検討組織は、庁内の関係部局で構成する庁内連絡会議及び市協議会とし、適切な対応が実施できる体制を整えていきます。

ア 主管部局

空家等に関する対策にかかる事務の主管部局は、建設部都市整備課とします。

イ 庁内組織

庁内組織として、建設部長を委員長、都市整備課長を副委員長とする関係8課で組織する「美濃市空家等対策庁内連絡会議」を組織します。

美濃市空家等対策庁内連絡会議（庁内連絡会議）

所属（部）名	課 名
建設部	都市整備課、土木課
総務部	総務課、税務課
産業振興部	産業課、美濃和紙推進課
民生部	市民生活課
教育委員会	人づくり文化課

ウ 美濃市空家等対策協議会

空家対策に関連する各種団体等で組織する「美濃市空家等対策協議会」を組織します。

委員は、副市長、自治会等の代表者、空家等対策に関する学識経験を有する者及びその他市長が必要と認める者とします。

エ 役割分担

空家等対策においては、基本理念にのっとり、市、所有者等、事業者、市民、自治会及び市民団体等がどのような役割を主体的に果たすのかを明確にすることが、効果的な対策の実施につながります。

□市の役割

市は、地域の安全・安心なまちづくりを推進する観点から、空家法や空家等対策計画に基づき、空家等対策において主体的な役割を担います。

□空家等の所有者等の役割

空家等の所有者等は、空家等の管理及び利活用に協力するとともに、空家等及び跡地の活用及び流通の促進に努める役割を担います。

□民間事業者の役割

不動産、建築、解体等の民間事業者等は、その専門性を活かして、所有者等への普及啓発や行政機関への支援を行い、空家等の適正な維持管理や利活用を推進する役割を担います。

□市と民間事業者の連携

前述のとおり、空家等対策は市が主体的な役割を担いますが、市と民間事業者が連携することで、より効果的な対策の実施が可能となります。市が設置する協議会等へ民間事業者が参画する等、連携を強化して空家等対策に取り組みます。

□市民、自治会及び市民団体等の役割

市民及び地域の自治会は、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、市の依頼に応じて可能な限りその情報を提供する役割を担います。